

国民幸福基金の事業内容及び成果
—日本 NPO 銀行連合会訪韓のための事前質疑事項—

2014.9

【ロゴ】 韓国資産管理公社

I.* 政策・法制度部門

1. 政策の歴史的経緯

国民幸福基金の事業は大きく①金融債務不履行者の迅速な経済的回生を支援するための**債務調整事業**、②金融債務不履行者ではないが、信用等級が低く高金利貸付を利用している個人への信用保証を通し、低金利貸付への転換を支援する**かえるローン(바뀌드림론)信用保証事業**、③債務調整および「かえるローン」の誠実償還者に対し生活安定資金を低金利で貸し付ける**小額貸付事業**に区分される。

<債務調整事業>

□法制度面

- **(公的債務調整制度)** 「債務者の回生及び破産に関する法律*」に根拠し、**法廷**で運用している**個人回生・破産免責制度**

*2004.9.23 から個人債務者回生法により試行されたが、2006.4.1 からこの法律で回生法と破産法を統合

- **(私的債務調整制度)** 特別法による根拠なしに、債権金融会社間の債務調整を仲介する機関である**社団法人信用回復委員会**で運用している**個人ワークアウト制度**と**国民幸福基金**など*から個人の延滞債権を大規模に譲り受け、**債務調整**を支援する制度がある。

*韓国資産管理公社では、国民幸福基金以外にも 2004 年から多数の Bad Bank を設立し金融会社保有の個人延滞債権を一ヶ所にまとめ、迅速な経済的回生を支援する債務調整プログラムを運営してきている。

□歴史的経緯

- 1997年の外換危機以降、政府は消費振作政策の一環としてクレジットカード発給の敷居を低く設定できるよう許容し、クレジットカード会社が攻撃的な営業をした結果2003年にはクレジットカードの延滞が急増した
 - これに伴い金融債務不履行者(信用不良者)が急増すると、2004年3月に政府当局は総合的な信用不良者の救済方案を発表した
 - その主要内容は、個別の金融機関における債権満期の延長、多重債務者に対する個人ワークアウトおよび共同債権推進プログラムの活性化、長期分割償還を専門に取り扱う **Bad Bank** の設立、個人回生及び破産、働き口の斡旋の活性化など
 - このような政策の基盤から作られた信用回復支援プログラムが2002年9月から法廷を通した個人回生の手順も試行
- 韓国資産管理公社(KAMCO)は金融会社の保有する不実資産の整理を主要な目的とする、特別法により設立された公的機関として1997年の外換危機当時に発生した多量の個人不実債権の整理の経験を基盤に2004年ハンマウム基金(한마음기금)、ヒマンモア(희망모아)流動化会社 **Bad Bank** を運営
 - また、2008年には政府が発表した「金融疎外者支援総合対策」に従い、信用回復基金を設立し債務調整事業を遂行し、2013年に信用回復基金を国民幸福基金に拡大・改編し今日に至る

<かえるローン信用保証事業>

□法制度面

- 国民幸福基金で支援する民間金融商品の一種として、制度試行のための法的根拠は必要としない

□制度試行の背景

- 1997年の外換危機以降、雇用、賃金、所得、資産など様々な分野で社会の両極化が深刻化し、これに伴い金融の両極化も深刻化
 - 外換危機以降の金融構造調整の過程で金融会社の財務の安定性を強調する制度が導入され、家計貸付部門においても信用度が低い階層は、銀行で低金利で貸付を受ける事が困難になった
 - 一方、地域の民間金融機関である多数の相互貯蓄銀行、信用協同組合、セマウル金庫などが金融構造の調整の過程で統廃合された。この結果、制度圏の民間金融が委縮し貸付業者などの消費者金融の利用者が大きく増えたことで、金融疎外層は拡大し、貸付市場は過度に成長し、高金利・不法な取り立てなどに伴う市民の被害が増加するという問題が発生した
 - これに対し政府は、消費者金融の実態調査を通じて、貸付業者などの消費者金融の利用者の行態、市場規模、消費者金融利用者のニーズなどを把握し、これらを土台に2008年7月、「金融疎外者支援総合対策」を整備し発表した
 - この対策に従いKAMCOに信用回復基金を設立し、2008年12月からかえるローンの支援を開始

<小額貸付事業>

□法制度面

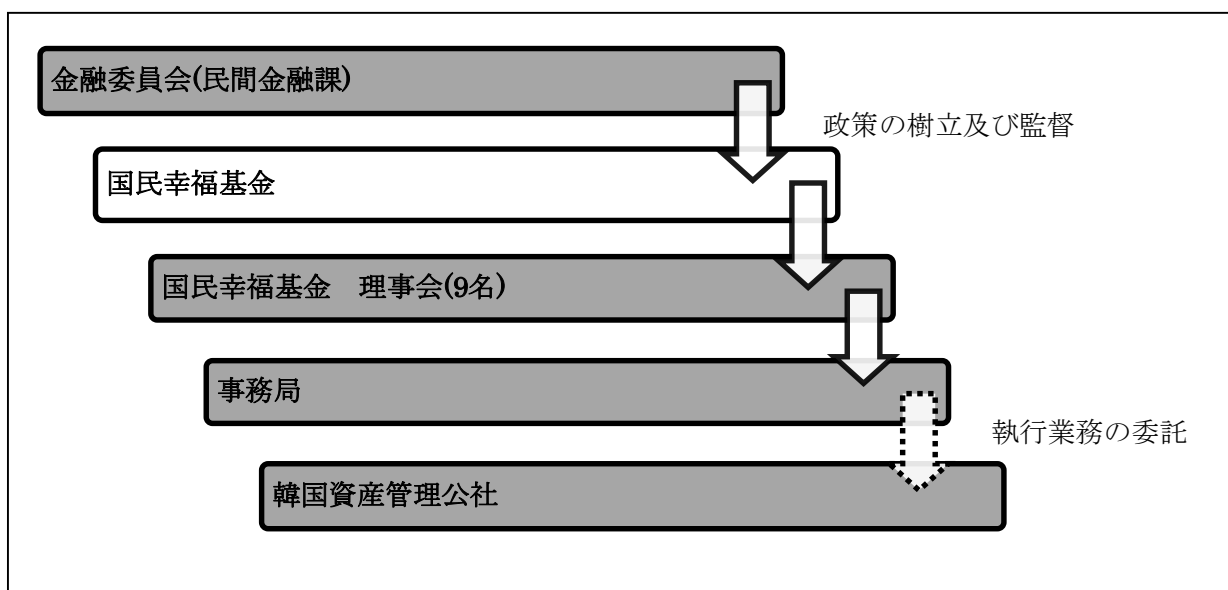
- 国民幸福基金で支援する民間金融商品的一种として、制度試行的ための法的根拠は必要としない

□制度試行的背景

- 金融債務不履行者のうち債務調整などで債務を誠実に償還している(償還中または完了)者に緊急生活資金の用途の小額貸付の支援をすることにより、生活資金調達の困難を解消し、迅速な信用回復を支援

2. 現在の政策に対する説明

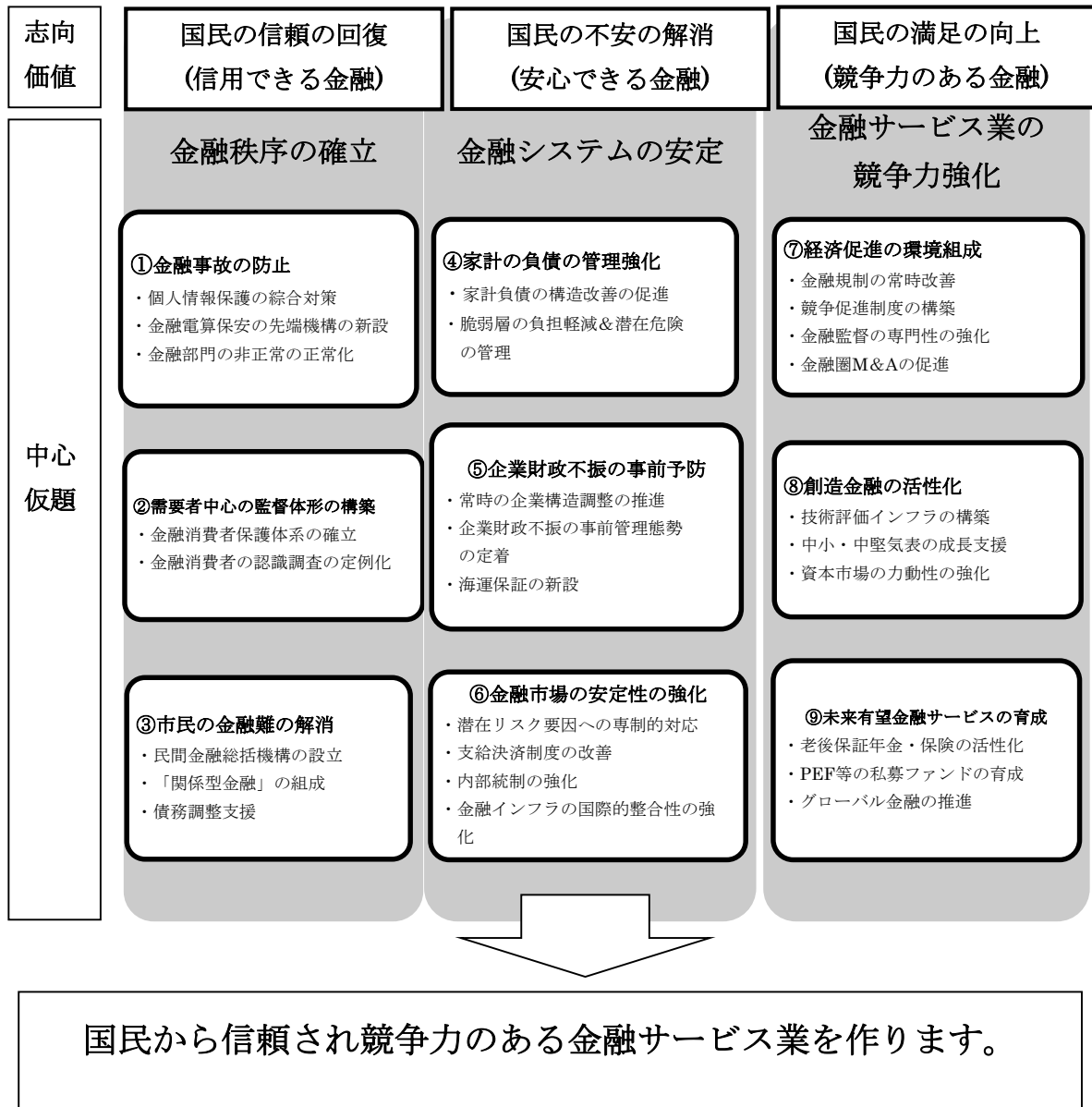
□国民幸福基金の運用体系



□ 「2014年金融政策の方向」における国民幸福基金に関する政策

- 金融委員会発表(2012.2.20)の資料によると金融委員会は“金融秩序の確立、金融システムの安定、金融サービス業の競争力の強化”という三大中心課題と共に、あわせて9つの実践計画の具体的な推進方案を準備

【金融委員会 2014年政策推進体系図】



○ 金融委員会の政策体系において国民幸福基金は“③市民の金融難の解消”と“④家計の負債管理の強化”の分野で一定部分の役割を担当

- “③市民の金融難の解消”の分野は国民幸福基金の主要事業である債務調整が該当し、“④家計の負債管理の強化”の分野ではかえるローン信用保証事業が該当

<参考>金融委員会発表（2014.2.20）の資料から抜粋

実践計画④ 家計負債管理の強化

	上半期	下半期	15年	任期内
長期モーゲージ供給の拡大	カバードボンド法令の施行&ねぐらローン(보금자기론)第2金融圏の拡大			長期モーゲージ供給の持続
構造改善の誘引体系の整備	高危険家計貸付の健全性規制の整備	金利上昇リスクの告示の強化		構造改善の履行目標の達成
金融圏フリーワークアウト	積極的な債務調整の拡大を誘導	支援施設の点検	支援施設の点検&保安方案の整備	金融圏フリーワークアウトの持続
高金利債務負担の軽減	かえるローンの支援強化			かえるローンの支援の持続
住宅市場の構造変化への対応	専賞*貸付保証の強化			
自営業者の負債管理	自営業者貸付の統計整備			自営業貸付のリスク管理の強化
貸付の借り手の保護強化		金融消費者保護法の制定&所得の確認等貸付の慣行の改善		

*専賞（チョンセ）＝一定の金額を支払って他人の不動産を一定期間借りる時の関係（借物を返す時は支払った金[保証金，敷金]を返してもらう．貸主はただ，その金を利用する利益だけで別に貸賃はもらわない）．(→월세(月賃))

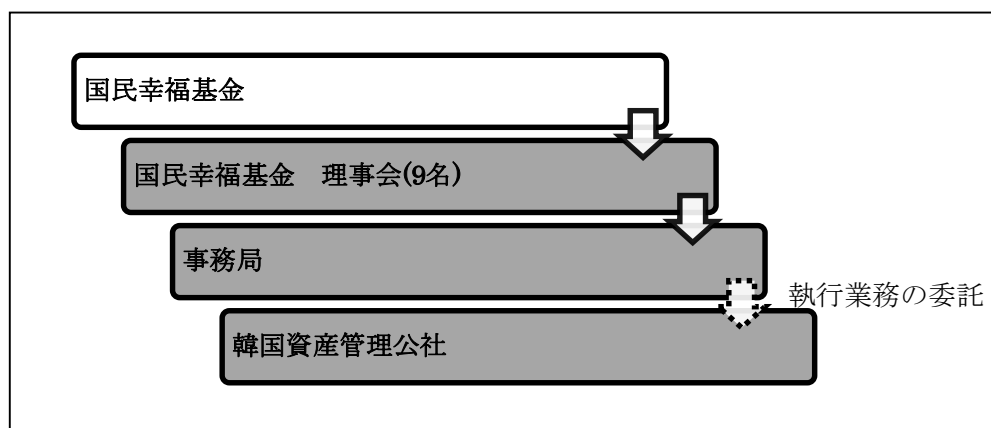
Ⅱ. 事業内容・経営方針部門

1. 設立から現在までの経緯

—省略—

2. 法人格、組織形態（営利、非営利、協同組合など）

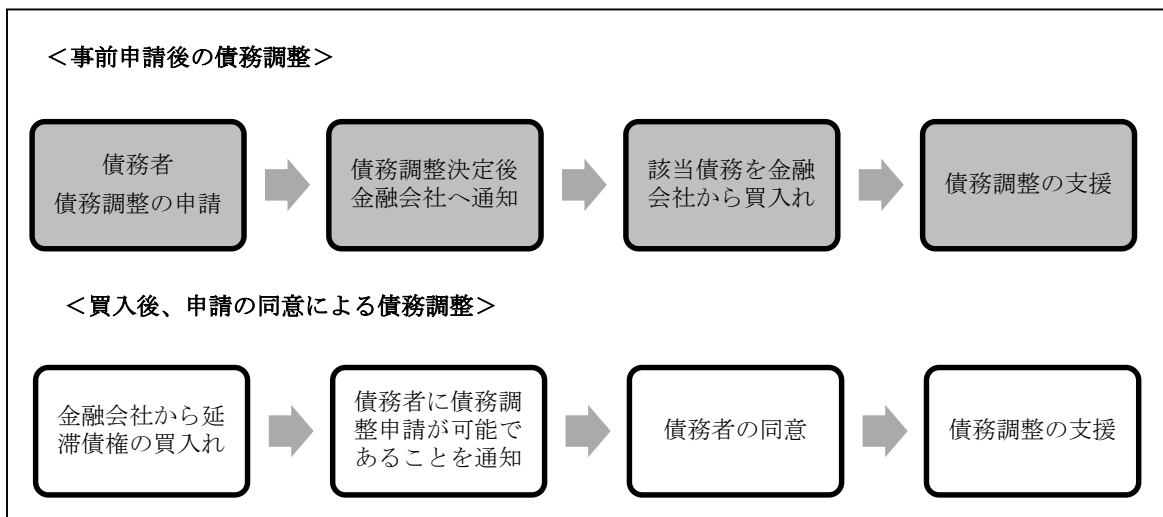
- （法人格）商法上の株式会社（営利法人）
- （組織形態）政府の民間金融支援の政策施行のための **Paper Company** として細部事業の執行は‘韓国資産管理公社’に委託



3. 債務調整事業：条件、審査・課程、フォローアップ、減免実績（毎年の件数・金額）

- （条件）'13.2.28 現在、延滞期間が6カ月以上で債権規模が1億ウォン以下（借主基準）である信用貸付債権
 - 保証、担保付き債権、既存の債務調整の申請・進行中の債権は除外
- 個別申請の受付方式と一括譲受後の債務調整の進行
 - （申請による債務調整）債務者の申請をうけ、協約に加入した金融会社などから該当する債権を買入れ、債務調整を実施
 - 2013年5月～10月まで限定的に施行

- （買入後の債務調整）支援要件に該当する債務を国民幸福基金が優先的に買入れ、債務者の同意の有無を確認した後債務調整を実施



- （審査・課程）償還能力を評価（年齢、延滞期間、所得、債務の規模などを考慮）し、債務者の状況によって 30～50%（基礎生活受給者などの脆弱層は 60%または 70%）まで債務の減免を、差等をつけて適応

□フォローアップ（follow-up）

- （小額貸付の支援）債務調整、かえるローンを、債務を 1 年以上誠実に償還した人に対する緊急性格安定資金を年 4%の利子で貸付
- （延滞の管理）償還金の延滞時、SMS メッセージを毎月自動発送し、返済催告状及び期限利益喪失通知書は喪失ご毎月郵便で発送（5 カ月間）

□債務調整の実施

（単位：千名、億ウォン）

区分	'13.5月~12月	'14.1月~7月	合計
人数	229	59	288
金額	25,514	6,372	32,246

4. 高金利融資から低金利融資として再び借りる事業

：条件、審査・課程、フォローアップ、融資実績（毎年の件数・金額）

（条件） 信用等級が6-10等級、年所得4,000万ウォン以下である者で年20%以上の高金利債務を6カ月以上正常償還中の場合

区分	資格要件
信用等級	<ul style="list-style-type: none"> ● 6-10等級 ● 但し基礎生活受給者などの特殊債務者であったり年所得が3,000万ウォン以下である場合は信用等級は不問
年所得	<ul style="list-style-type: none"> ● 4,000万ウォン以下（但し4,000万ウォン超過～4,500万ウォン以下である者のうち扶養家族が2人以上または自営業者（事業者登録）は支援可能
高金利債務	<ul style="list-style-type: none"> ● 年20%（零細自営業者は15%）以上の利子負担がある金融債務（担保貸付、分割金融貸付、クレジットカード利用額（クレジットでの購入・キャッシュサービス・リボルビング）は除外
延滞の有無	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在延滞中・過去3カ月以内の延滞記録を保有している者などは除外
かえるローン対象債務	<ul style="list-style-type: none"> ● 6か月前に約定した高金利債務

（審査・課程） 信用保証申請者に対し信用評価システム*（CSS）により信用評価を実施し、信用評点に従い保証料を年2.5%～6.5%の間で差等つきで適応

*Credit Scoring System：内外部の信用取引情報、延滞情報などを通じた貸付審査（貸付限度の決定など）に活用。

（フォローアップ） 債務者の償還金の延滞、個人回生の申請などの保証、財政不振の発生に伴う信用保証債務の履行及び債権管理業務の遂行

かえるローンの実績

（単位：千名、億ウォン）

区分	'13.4月~12月	'14.1月~7月	合計
人数	42	13	55
金額	4,625	1,612	6,237

5. 小額融資事業

：条件、審査・課程、フォローアップ、融資実績（毎年の件数・金額）

（条件）国民幸福基金で債務調整及びかえるローンの支援を受けて、12カ月以上誠実に償還しているか完済後3年以内の者

区分	支援の内容
貸付金額	最低 50 万ウォン～最大 1,000 万ウォン
貸付金利	年 4%
貸付期間	最長 5 年
償還方法	元利金均等分割償還
資金の用途	医療費、賃借資金、結婚資金、葬祭費、学資金など

（審査・課程）貸付申請者に対し信用評価システム(CSS)によって信用評価を実施し、信用評点に従い貸付可能額を決定

フォローアップ

- （延滞の管理）償還金の延滞時、SMS メッセージで毎月自動発送し、返済催告状および期限利益喪失通知書は喪失後毎月郵送(5 カ月間)

小額貸付の実績

（単位：千名、億ウォン）

区分	'13.4月~12月	'14.1月~7月	合計
人数	7.7	4.8	12.5
金額	263	187	450

6. 債務管理、金融カウンセリング、金融教育、面談などの支援内容及びどの実績(件数、内容)

□(信用教育)国民幸福基金の発足以降、計 122 回、16,000 名に階層別適合型の信用教育を通じて民間金融支援制度及び信用知識を効果的に伝播

○ 実績

対象者	教育の回数(回)	教育した人数(名)
矯正施設収容者など	23	5,620
地域住民など	17	3,570
社会福祉者など	15	970
軍人など	39	3,065
小商工人など	20	1,930
自活動労働者など	8	1,330
合計	122	16,485

7. 他団体との提携・協力:政府、自治団体、銀行、企業、中間支援組織、NPO/NGO、地域コミュニティ

□協力の現状

区分	協約機関	協約名	締結日	
共通	政府機関	ソウル市など 16 の広域地方自治団体	民間金融支援業務協約	10.12.9-
	金融会社	銀行など 4,213 の金融会社	国民幸福基金の信用支援協約	13.3.28-
債務調整	政府機関	ソウル中央地方法院	迅速かつ低費用での個人回生など公的債務調整の手順支援のための業務協約	14.2.29
	公共機関	大韓法律構造公団	個人回生の手続支援	14.5.23
	学校	西河大学	国民幸福基金の発展方案の研究のための業務協約	13.7.24
			NICE 評価情報	国民幸福基金業務支援協約
企業	コリアクレジットビューロ		13.9.10	
かえるローン	銀行	ハナ銀行など 16 銀行	金融疎外者支援のための高金利債務の低金利かえるローン業務の協約	08.12.19-

Ⅲ. 利用者の特性と需要部門

1. 主要な利用者の特性（所得、雇用、性別など）

□債務調整利用者の分析（3月24日基準）

◆分析対象：債務調整約定締結者のうち17万名

○ 年齢層：40代（33%）＞50代（29.5%）＞30代（20.1%）

（単位：名）

区分	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代～	合計
人数	10,820	33,861	49,468	49,630	14,219	3,675	470	168,143
比重	6.4%	20.1%	33%	29.5%	8.5%	2.2%	0.3%	100%

○ 年所得：平均 456.2 万ウォン、1,000 万ウォン未満（56.1%）＞1,000～2,000 万ウォン（27.1%）＞2,000～3,000 万ウォン（10.6%）

（単位：名）

区分	1,000 万 w 未満	1,000 万～2,000 万 w	2,000 万～3,000 万 w	3,000 万～5,000 万 w	5,000 万 w 以上	合計
人数	94,436	45,453	17,736	8,766	1,752	168,143
比重	56.1%	27.1%	10.6%	5.2%	1.0%	100%

○ 債務金額：平均 1,107.7 万ウォン、500 万ウォン未満（41.3%）＞500 万ウォン～1,000 万ウォン（22.5%）＞1,000 万ウォン～2,000 万ウォン（20.4%）

（単位：名）

区分	500 万 w 未満	500 万～1,000 万 w	1,000 万～2,000 万 w	2,000 万～3,000 万 w	3,000 万～4,000 万 w	4,000 万 w 以上	合計
人数	69,364	37,915	34,314	13,973	6,263	6,314	168,143
比重	41.3%	22.5%	20.4%	8.3%	3.7%	3.8%	100%

- 延滞期間：平均 6 年 2 カ月(74 カ月)

(単位：名)

区分	1 年以下	1 年~2 年	2 年~3 年	3 年~4 年
人数	3,499	33,475	24,609	14,099
比重	2.1%	20%	14.6%	8.4%
区分	4 年~5 年	5 年~6 年	6 年超過	合計
人数	14,185	7,468	70,808	168,143
比重	8.4%	4.4%	42.1%	100%

- 一人当たりの平均貸付金融会社数 2.0 社、貸付口座数 2.7 口

□かえるローン利用者の分析

◆分析対象:08.12 月以降の信用回復基金当時から 14.7 月までの信用保証約定者
(21 万名)

- 信用等級

(単位：名)

区分	1-5 等級	6 等級	7 等級	8 等級	9 等級	10 等級	特殊債務者	合計
人数	3,907	50,542	82,487	66,621	4,260	114	2,848	210,779
比重	1.8%	24.0%	39.1%	31.6%	2.0%	0.1%	1.4%	100%

- 職業の分類

(単位：名)

区分	給与所得者	その他主婦等	その他自営業者	零細自営業者	合計
人数	141,212	4,355	49,134	16,078	210,779
比重	67.0%	2.1%	23.3%	7.6%	100%

- 申請者の年齢

(単位：名)

区分	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	合計
人数	33,369	79,957	59,953	32,961	4,506	33	210,779
比重	15.8%	37.9%	28.5%	15.7%	2.1%	0.0%	100%

2. 利用者の金融疎外の現状とその原因

□信用評価会社(Credit Bureau)で個人信用等級を 1~10 等級で評価し分類しているが、一般的に個人信用等級が 7 - 10 等級に該当する者を金融疎外層に分類

○ 現在、かえるローンなどの政府の民間金融政策の対象者は、信用等級が 6-10 等級または年間所得金額が 3,000 万ウォン以下の者

□韓国の代表的な CB 社である NICE 評価情報社の資料(2014 年 3 月末)を基準に 7 - 10 等級に該当者は 548 万名で、これは全体の信用人口である 4,290 万名の 12.8%の水準

※信用等級別の貸付保有の現状(2014 年 3 月末基準、NICE CB)

(単位：万名、%)

CB 等級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
人数	719	698	393	673	813	445	208	152	147	42	4,290
構成比	16.8	16.3	9.1	15.7	18.9	10.4	4.8	3.6	3.4	1.0	100

□CB 社が評価した CB 等級だけで、金融会社で貸付承認の可否を判断するものではなく、金融会社自体の貸付承認基準をもって運営

3. 金融疎外階層の金融疎外解消を進める上での障害

□(債務償還能力の不足) 金融疎外層は債務償還能力が不足していると評価されるため、金融会社から貸付を受けることが困難

□(貸付審査に必要な情報の不足) 債務償還能力を反産する際、金融会社が取得する情報は債務者の過去の金融取引情報及び所得、財産状況など客観的情報に重点が置かれている

4. 銀行などの主流の金融機関の姿勢、金融疎外の解消のための努力、銀行との協力の有無

- (企業の社会的貢献の観点) 金融会社は、金融疎外層に対する貸付は債務不履行に伴う損失の発生の危険性が高いため、企業の社会的貢献の観点で接近するにあたり事業財源に制限がある
- (銀行自体の民間金融商品の販売) 銀行圏で民間金融商品として「**新希望の孢子**」ローン*を販売
*政策に従い銀行の営業利益の10%を貸付目標に設定(11年度の目標は約1兆ウォン)
- (国民幸福基金の政策への協力) 国民幸福基金の信用支援協約に加入し、長期延滞債権を国民幸福基金に一括譲渡することによって国民幸福基金の債務調整事業に参加している一方で、銀行自体の資金で「かえるローン」商品に追随する保証貸付を取り扱う

5. 利用者のニーズ

- 国民幸福基金の債務調整利用者(または希望者)の場合、自身が支援の対象者になり、より有利な債務調整を適応してもらうことを希望している
- かえるローンの利用者(または希望者)の場合も、自身が支援対象者になることを希望
- 共通的なことは、金融疎外の現状から抜け出し、円滑な金融支援をうけられることを望んでいる

6. 金融疎外層の金融疎外解消のための努力の方針と具体的な方法

- (債務者の状況に合った債務調整の支援) 債務者の債務償還能力に従って国民幸福基金自体の債務調整率を差等つきで適応し、国民幸福基金以外の他の金融会社の債務の延滞者の場合、信用回復委員会に案内し債務調整(個人ワークアウト)を支援
 - 償還能力が不足していたり無い場合には、裁判所の個人回生または破産免責を少ない費用で簡単に受けることができるように裁判所および法律支援機関(大韓法律構造公団など)との協力関係の構築

- (償還能力向上の支援) 就業希望者には国民幸福基金から「就職成功パッケージ」プログラムを斡旋して就業を支援し、就業を活性化するために雇用主へ年間 270 万ウォンの雇用補助金も支給
 - また、政府の脆弱層の雇用促進政策の一環として進行している「就職成功パッケージ」プログラムの運営を通して、求職者に「職業心理検査→職業能力向上のための教育→職業斡旋」の連続的支援を実施、この課程の修了者の雇用主に政府から年間最大 860 万ウォンを支給

IV. 成果部門

□(個人幸福指数の測定) 国民幸福基金の社会的成果を測定するために西河大学(서강대학교)の研究陣と協力し個人幸福指数を算出・算定

○ 債務調整の申請以前を 100 とした時、申請以後の個人幸福指数は 127 に上昇

*学生の子供がいる場合、教育項目を追加で分析した結果、指数は 124 と分析

大項目	中項目	全体		学生の子供あり	
		申請前	申請後	申請前	申請後
経済成果・ 持続可能性	所得対比の負債減少	100	161.4	100	155.9
	信用回復・金融接近性	100	193.9	100	180.6
	総消費支出の増加	100	103.2	100	103.9
	人的資本の増加			100	105.3
生活の質	自活の向上	100	115.1	100	116.8
	健康	100	103.5	100	103.6
	教育			100	126.0
	文化施設	100	117.8	100	118.8
家庭の安定・安全	家庭の和睦・安定	100	106.6	100	110.8
	取り立ての苦痛の減少	100	113.45	100	118.49
全体			126.86		124.02

*処置集団(債務調整受患者 310 名)、比較集団(債務調整受惠対象や未約定者 160 名)、一般集団(低所得層 250 名)で構成